

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桃郷（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は定款第8条のとおり無報酬とし、役員等の報酬は、常勤の理事に対して報酬を支給し、非常勤の役員及び監事に対して報酬は支給しないものとする。

2 役員等が理事会、評議員会、監査指導及び法人業務のための行事に出席したときは、出席の都度、別表第1により費用弁償を支給する。ただし、この法人の職員が理事を兼ねている場合は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常務理事に対する報酬の額は別に定める。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、交通費、旅費（宿泊費を含む）の実費分を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程及び「社会福祉法人桃郷常務理事の報酬に関する規程」をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2017年6月9日より施行する。

別表第1

役員等	費用弁償額
理事	1,000円
監事	1,000円
評議員	1,000円